

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等
の一部を改正する法律案
下三分の一用例集

(目 次)

○ 「法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実」の例	1
○ 「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹」の例	1
○ 「法曹となる人材の確保を（の）推進」の例	2
○ 「司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携」の例	2
○ 「連携の下に～する」の例	3
○ 「～的かつ～的に～」の例	3
○ 「～べきことを規定する（定める）」の例	4
○ 「～を新たに規定する」の例	4
○ 「～に関する制度の創設」の例	5
○ 「～（な）者に対する～資格の付与」の例	5
○ 「司法試験の受験資格」の例	6

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

理由

国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることから、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

理由

国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることから、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実」の例

(平成十四年法律第百三十九号)

理由

国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることから、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹」の例

○裁判所法の一部を改正する法律

(平成二十九年法律第二十三号)

理由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○司法試験及び裁判所法の一部を改正する法律

(平成十四年法律第百三十八号)

理由

法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「法曹となる人材の確保を（の）推進」の例

「司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携」の例

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年法律第四十号)

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
(平成三十一年法律第十二号)

理由

法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に關係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に關し必要な事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「連携の下に～する」の例

「～的かつ～に～」の例

○障害者基本法の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第九十号)

理由

障害者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、本法の目的として、全ての国民が障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを掲げるとともに、障害者に対する差別の禁止の観点から社会的障壁の除去についての配慮がされるべきことその他の当該社会を実現するための基本原則を定めるほか、障害者の定義、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し、中央障害者施策推進協議会の障害者政策委員会への改組等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○漁業法及水産資源保護法の一部を改正する法律

(平成十九年法律第七十七号)

理由

漁業生産力の向上等に資するため、指定漁業の許可等の適格性要件を見直すとともに、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する指定漁業の許可等の手続を新たに規定するほか、農林水産省令又は規則に違反した無許可操業等に対する規制に関する規定の整備等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「～べきことを規定する（定める）」の例

○電気通信事業法等の一部を改正する法律

(平成二十七年法律第二十六号)

理由

電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律

(平成十五年法律第百二十八号)

理由

司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもつて調停手続を主宰する制度の創設並びに司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者等に対する弁護士資格の付与、弁護士の綱紀・懲戒制度の整備、外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「～に関する制度の創設」の例

○司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律

(平成十四年法律第二百三十八号)

理由

法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号） 1
- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 9
- 司法試験法（昭和二十四年法律第二百四十号） 10
- 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号） 14

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることに鑑み、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこと目的とするものをいう。以下同じ。）において、司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の下に、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識（専門的な法律の分野に関するものを含む。次条第三項において同じ。）及びその応用能力（弁論の能力を含む。同項において同じ。）並びに法律

現 行

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることから、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこと目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識（専門的な法律の分野に関するものを含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了

に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を基礎的又は共通して履修させるべきものから応用的又は選択により履修させるべきものへと段階的かつ体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

の認定を行うこと。

二・三 (略)

（国）の責務

第三条 国は、前条の「法曹養成の基本理念」（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのつとり、法科大学院における教育の充実（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 (5) (略)

（大学）の責務

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのつとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

（国）の責務

第三条 国は、前条の「法曹養成の基本理念」（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのつとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 (5) (略)

（大学）の責務

第四条 (同上)

（法科大学院の教育課程等の公表）

（新設）

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況

三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況

四 当該法科大学院における司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定による認定の基準及び実施状況

五 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況

六 その他文部科学省令で定める事項

（法曹養成連携協定の締結等）

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）
- 二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連

（新設）

携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

- 四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項
五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
六 法曹養成連携協定の有効期間
七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
八 その他必要な事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

- 一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（第十二条において単に「教育研究活動の状況」という。）について、第十二条第四項に規定する適格認定を受けていること。

- 二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に關し、文部科学省令で定めるところにより連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえた選抜を行うこととされていること。

- 三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益となるないよう配慮されたものであること。

- 四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院におけ

る教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

(法曹養成連携協定の変更)

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定法曹養成連携協定の内容が、同条第三項各号に適合しなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

(新設)

(新設)

(法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力)

第九条 法科大学院を設置する大学は、その設置する法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供

その他の協力をを行うよう努めるものとする。

(職業経験を有する者等への配慮)

第十一条 大学は、その設置する法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

- 一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者
- 二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者
- 三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(法科大学院に係る設置基準)

第十二条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準（以下単に「設置基準」という。）を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

(法科大学院の適格認定等)

第十三条 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規

(新設)

(法科大学院の適確認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、

定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（以下この条において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 認証評価機関が行う認定法曹養成連携協定の目的との認証評価については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

4 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第六項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

5・6 （略）

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第十三条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験

めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

（新設）

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4・5 （略）

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六条 （同上）

との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、
その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合にお

いて、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る**設置基準**を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 (略)

一 法科大学院に係る**学校教育法第三条に規定する**設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 (略)

一 法科大学院に係る**設置基準**を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

(新設)

3 法務大臣は、司法試験法第四条第二項の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

4 (略)

5 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる。

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一百二条 (略)</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。</p>	<p>第一百二条 (略)</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができること</p>

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（司法試験の試験科目等）	（司法試験の試験科目等）
第三条	（略）	（略）
2	論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。	論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
3・3	（略）	（略）
（削る）		
3・4	（略）	（略）
	（司法試験の受験資格等）	（司法試験の受験資格等）
第四条	司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。	司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。
一	法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことの目的とするものをいう。）の課程（以下この条において「法科大学院課程」という。）を修了した者　その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間	法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことの目的とするものをいう。）の課程（以下この条において「法科大学院課程」という。）を修了した者　その修了の日最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
二	司法試験予備試験に合格した者　その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間	（新設）
前項	前項の規定にかかわらず、法科大学院課程に在学する	

2|

者であつて、法務省令で定めるところにより、法科大学院を設置する大学の学長が、当該法科大学院課程において**所定科目単位**（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得しており、かつ、司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院課程を修了する見込みがあると認めたものは、この項の規定に基づき当該法科大学院課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から五年を経過するまでの期間において司法試験を受けることができる。この項の規定に基づき司法試験を受けた者が、当該法科大学院課程の修了を理由として前項第一号の規定に基づき司法試験を受けた場合における同号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定に基づき当該法科大学院課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各号に規定する法科大学院課程の修了若しくは司法試験予備試験の合格又は前項に規定する法科大学院課程の在学及び法科大学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（第一項各号及び前項に定める期間）前項に定める期間にあつては、司法試験を受けた際に在学していた法科大学院課程を修了又は退学した後の期間を除く。」をいう。においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

2| 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 (略)

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
二 行政法
三 民法
四 商法
五 刑法
六 民事訴訟法
七 刑事訴訟法
八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項第一号から第七号までに掲げる科目
二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
三 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第三項又は前条第三項第二号若しくは第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならぬ。

(司法試験予備試験)

第五条 (略)

2 (同上)

一～八 (同上)

3 (同上)

一 前項各号に掲げる科目
(新設)

二 (同上)

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならぬ。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定に基づいて司法試験を受け、これに合格した者）にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。</p> <p>② (略)</p>	<p>第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。</p> <p>② (略)</p>